

下水道使用料の未徴収等について(中間報告)

環境創造局では、昨年6月、相模原市、海老名市で下水道使用料の徴収等に誤りがあったとの報道を踏まえ、下水道使用料の未徴収などがないかを点検することとしました。これまでに、書類調査、現地調査などを進めており、現地調査の結果がまとまりましたので、現在の状況を報告します。

1 今回の調査について

水道の使用件数約181万件のうち通常の下水道使用料が徴収されていない約2万5千件すべてを対象に、まず書類調査を行いました。

書類調査で、下水道が未整備である未告示区域や水道が休止されているものなどを除いたうえで、過去の調査記録が不明なもの、浄化槽使用や散水用等で下水道が使用されていないことを確認してから長期間経過しているものなど、徴収漏れ等の可能性が考えられる4,080件について、土木事務所と局担当課の職員で現地確認を進めてきました。

2 調査結果について

(1) 下水道使用料の未徴収

ア 件数1,220件

イ 未徴収だった原因

- ① 下水道が未整備であったために、かつて浄化槽を使用していた地域などで、新たに下水道を使う場合などは、市に下水道の接続等について届け出ていただきます。必要な届出がないまま下水道が使われていたと思われるケースが411件ありました。
- ② 届出があったにもかかわらず、使用開始を確認しなかった等の理由により未徴収になっていたケースが129件、判明しました。
- ③ 横浜市では、新築等で新たに水道が使用開始された場合に、一部の区域（下水道未整備区域に近接している区域など）では、下水道に接続されていることを現地確認してから使用料を徴収する取扱にしていました。今回、未徴収が判明した中には、現地確認が未実施であったり、再調査が必要としたまま行われていなかったケースが181件、判明しました。
- ④ 上記以外の499件については過去の調査記録等がないため原因を特定できませんでした。

ウ 再発防止に向けた方向性

- (ア) 下水道普及率が99%を超える現況を踏まえ、一部で現地確認する取扱をやめ、すべての地域で水道の使用開始と同時に下水道使用料を徴収する取扱に改めました。（27年9月から）
- (イ) 今回の調査の結果、下水道使用料の対象外と判断したものについても、今後、定期的にな下水路に接続されていないか確認していきます。
- (ウ) 届出が徹底されるよう、工事店の代理提出を明確にするなど必要な例規の改正を行います。

(2) 使用料算定の誤り

横浜市では、通常の使用料のほかに、下水処理場で最終処理が行われていない区域（未処理区域）の使用料を設定しています。今回、書類調査を行うなかで、既に処理区域（下水処理場で最終処理を行っている区域）の告示がされているにもかかわらず、未処理区域に適用される低廉な使用料のままになっているケースがありました。

ア 件数 85 件

イ 算定誤りの原因

下水道の整備が進み、処理区域として告示した時点で変更すべきであったにもかかわらず、処理を怠り、今回まで点検・チェックも行っていませんでした。

ウ 再発防止に向けた方向性

徴収内容に誤りが無いのか、毎年度、テーマを定めて徴収事務の点検を実施します。

現時点での試算

				(百万円)		
		件数	左記のうち本市所有施設 注3)	時効になっていない請求見込額(5年以内のもの)	時効のため徴収できない見込額(5年以上のもの)	計
未徴収	①届出がなかったもの	411	0	—	—	— 注2)
	②届出があったにもかかわらず未徴収のもの	129	0	9	0	9
	③現地確認が未実施などのもの	181	2	94	36	130
	④原因が特定できないもの	499	62	—	—	—
⑤使用料算定の誤り		85	2	99	167	266
試算できたものの計		1,305	66	202	203	405

注1)金額は、現時点で把握できているデータ等に基づく試算であり実際の請求額ではありません。

注2)「—」は下水道使用開始時期を特定しないと請求期間がわからず算出できないもの

注3)本市施設(水栓数)については、③が公園2か所合計で請求見込額約0.5百万円、時効で徴収できない額はなし

⑤が本牧市民プールと金沢高校(プール)で請求見込額合計81百万円、時効で徴収できない見込額合計153百万円

④については、今後、調査して算出

3 今後の対応

(1) 未徴収になっていたものについては、次回の水道料金の検針時（5月または6月）から、あわせて下水道使用料もお支払いいただけるよう、対象の皆様へ通知するとともに丁寧にご説明していきます。

(2) 過年度分については、下水道の使用開始時期を確認するため、使用者の皆様から経緯等をお聞きするなどの調査を進め、使用開始時期を確定していきます。

そのうえで、過年度の水道使用量について水道局からデータを入手し過年度の下水道使用料を算定します。

算定できたものから、順次、使用者の皆様へ通知し、お支払いをお願いしていきます。

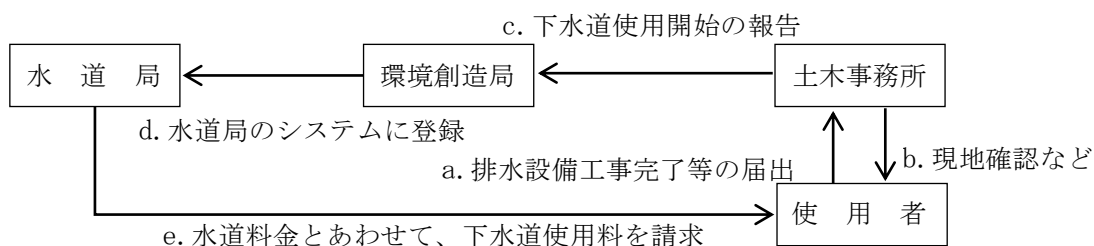
(3) 使用料算定が誤っていたものについても同様に対応していきます。

4 再発防止検討委員会(仮称)について

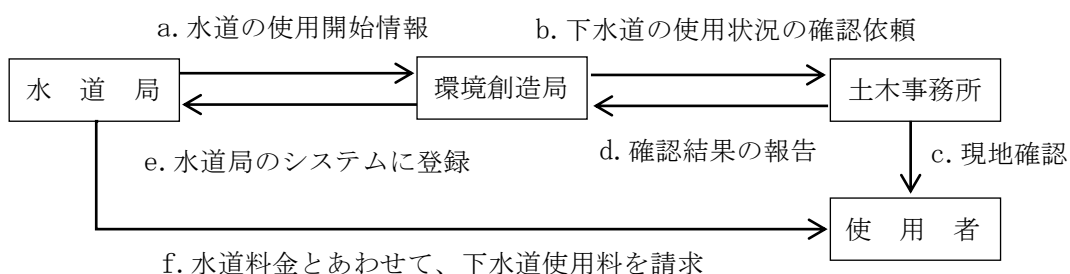
総務局コンプライアンス推進室長を委員長として本件に関する「再発防止検討委員会(仮称)」を設置し、外部有識者の意見等も伺いながら再発防止等について検討します。

1 下水道使用料の徴収開始フロー

(1) 新たに下水道の使用を開始する場合(浄化槽廃止や水道栓の転用等)



(2) 水道栓が新設され、同時に下水道も使用開始する場合(家屋の新築等)



※平成27年9月以前も、水道栓の新設時には、多くの場合、現地確認を行うことなく、水道の使用開始にあわせて自動的に下水道使用料の徴収を開始していました。
 現地確認をしていたのは、下水道未整備地域などに隣接した場所等、一部の区域です。

2 下水道使用料について

- (1) 水道料金と一緒に、2か月ごとに徴収します。(区域により奇数月または偶数月)
- (2) 一般汚水の使用料は「処理区域(最終処理場で汚水を処理できる区域)」と「未処理区域」で異なります。

<参考>下水道使用料基本額(月額)

処理区域 : 排出量8立方メートルまで630円

未処理区域 : 排出量10立方メートルまで25円

(どちらも排出量が基本額の量を超える場合には、排出量に応じ、基本額に使用料を加算)